

指摘事項

訪問看護

令和8年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月1日老企第36号)

☆計画の作成

■個別具体的な訪問看護計画が立てられていない。

訪問看護計画の作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、アセスメントの結果等を踏まえ、利用者一人一人の状況等に合わせた具体的な計画を作成すること。

※利用者・家族にわかりやすい表現を心掛けてください。

ケアプランと個別サービス計画の関係性

マスタープラン

利用者の居宅における生活全般の生活課題を解決していくための手段と見通しのチームケアの計画

アクションプラン

利用者の生活課題を解決していくためにそれぞれのサービス事業者が担う部分のより専門的・具体的なサービスの実施計画

ケアプラン

居宅サービス計画
介護予防サービス計画

注) 居宅サービスを法定代理受領サービスとして提供するためにもケアプランは必要

連動性・整合性



計画の変更の必要性を常に検討
サービス担当者会議
モニタリング

個別サービス計画

(予防も含め)
訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ
通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリ
短期入所生活(療養)介護
福祉用具貸与
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

☆運営規程

■運営規程について、運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を記載すること。（条例第76条、予防条例第52条）

運営規程については、次に掲げる事項を定めてください。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施地域
- ⑥緊急時等における対応方法
- ⑦虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧その他運営に関する重要事項

☆ターミナルケア加算

■ターミナルケア加算について、以下の事項を訪問看護記録書に記録すること。

ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録

イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録

ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録

(老企第36号第2の4(21))

ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。

☆退院時共同指導加算

■退院時共同指導加算について、退院時共同指導の内容を訪問看護記録に記録すること。（老企第36号第2の4（26））

複数の訪問看護ステーション等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関、介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の訪問看護ステーション等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。

☆サービス提供体制強化加算

■サービス提供体制強化加算について、算定根拠となる資格者等の占める割合について記録を残すこと。（老企第36号第2の4（30））

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。

☆サービス提供体制強化加算

■サービス提供体制加算の算定要件である利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議について、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問看護従業者のすべてが参加するものとする。 (老企36第2の4 (30))

- ・「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議」を**定期的 (1月に1回以上)**に開催し、その**概要を記録**する必要があります。
- ・当該事業所においてサービス提供に当たる**訪問看護職員等のすべてが参加**するものでなければなりません。実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。

☆同一敷地内建物減算

■同一敷地内建物減算について、算定区分の根拠となる資料を毎月残しておくこと。（老企第36号第2の4（14））

当該減算は、指定訪問看護事業所と建築物等の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることを鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

（同一敷地内建物等に該当しないものの例）

- 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合